

# 平成31年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

## 平成31年度事業計画書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針.....	1
平成31年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画.....	2
法人本部（事務局）・福祉の里総務課.....	3
各務原市福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業）.....	7
各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）.....	8
各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）.....	9
各務原市福祉の里あすなろ（生活介護事業）.....	10
各務原市福祉の里ぼひら（生活介護事業）.....	11
虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））.....	12
各務原市基幹相談支援センター すまいる.....	13
各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）.....	14
高齢者生きがいセンター稲田園（生きがいセンター）.....	15
福祉の里支援センター.....	16

# 各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

## <基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

## <基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

## <ロゴマーク>



## 平成31年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

各務原市社会福祉事業団は、平成30年12月に「各務原市福祉の里」と「稲田園」が、市から5ヵ年（平成31年度～35年度）の指定管理を受けたことにより、今後一層、地域福祉の拠点としての役割を担うべく、さまざまな事業を展開し更なる充実を図ります。平成30年度に充足できなかった課題解決に向けた整備と多様化する福祉ニーズへの対応、さらに地域貢献に向けて、各務原市障がい者計画等との整合を図りながら取り組んでいきたいと考えています。

平成31年度の主な重点目標の1つに、児童発達支援センター「つくし」の待機児対応があります。平成30年度に30名定員から40名定員への拡充をめざしましたが、フルタイムの契約職員を採用することができず定員を拡充できませんでした。そのため、平成31年度に向けて2名の契約職員を正規職員へと転換することで職員の採用を図ったところ採用することができたため、平成31年度は体制整備を行いながら待機児童の受け入れを図っていきます。

2つ目に、医療型児童発達支援センター「たんぼぼ」では、平成30年度に保護者のための駐車場を拡充しアスファルト舗装するとともに雨よけ用のカーポートを設置したことで、車椅子での乗降をスムーズにしました。平成31年度は医療的ケアが必要な児童に対する支援として、「各務原市医療的ケア児検討会議」に参画しながら支援の充実を図っていきます。

3つ目に、生活介護事業「あすなろ」では、平成30年度に1階にある風呂場を介助用のトイレに改修する事で利用者の環境整備を行いました。平成31年度は更なる安心・安全な環境整備に努めます。

4つ目に、基幹相談支援センター「すまいる」では、開設して1年半が過ぎ多くの相談に対応しながら各務原市障がい者地域支援協議会の運営に力を注いできました。平成31年度は各務原市地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市と連携してワーキンググループを立ち上げ、課題の整理や足りない機能の充足に向けて検討していきます。

5つ目として、地震等の災害に対応できるよう事業継続計画（BCP）の作成を目指すと共に、福祉避難場所としての受け入れ体制の整備を図ります。

また、事業の活性化や充実のために、職員の働きやすい職場環境の整備に向けて、平成30年度は就業規則を見直し、特別有給休暇の充実やハラスメント対策の強化等を実施したこと等により、平成31年2月に「平成30年度岐阜県ワークライフバランス推進エクセレント企業」に認定されました。これを励みに、平成31年度からは、働き方改革関連法の施行に伴う年次有給休暇取得の義務化、及び労働時間状況の適正な把握に向けての取り組みを推進し、更なる労働環境の整備に努めていきます。

# 法人本部（事務局）・福祉の里総務課

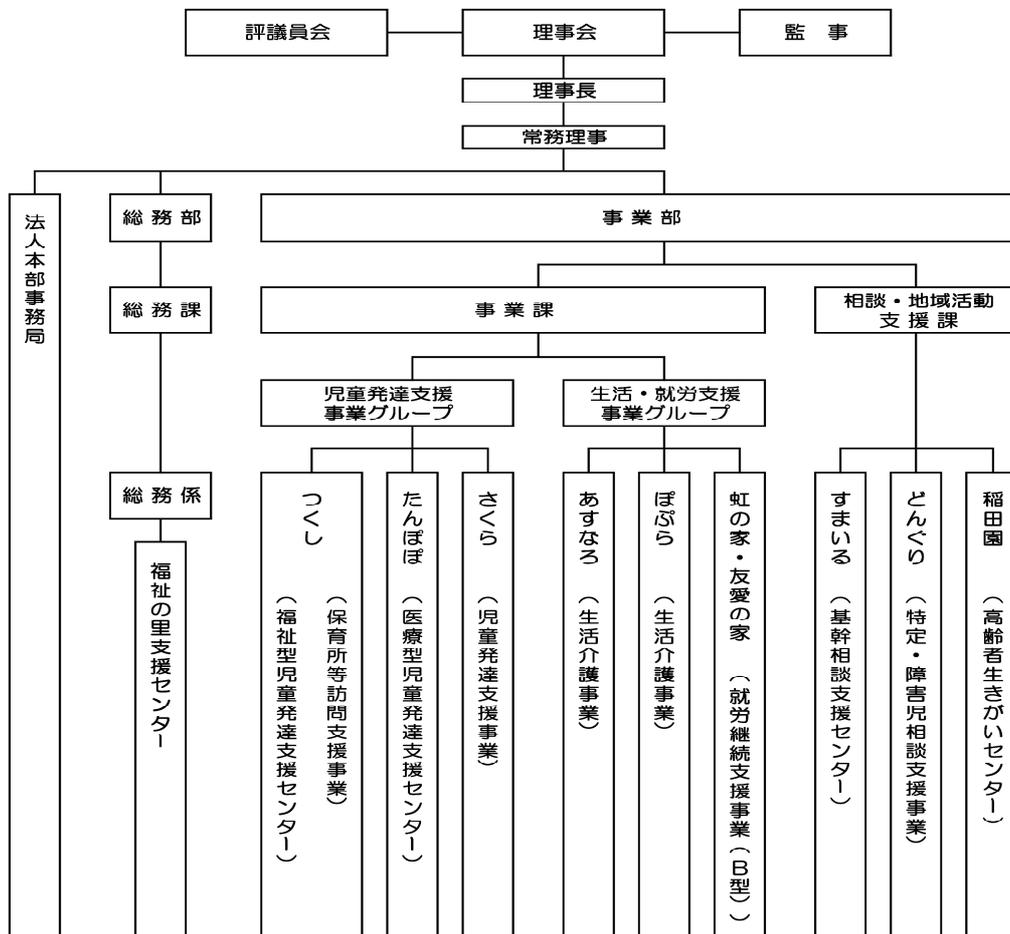
## 1. 事業概要

- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

## 2. 現状と課題（中長期目標）

平成31年度から5年間の指定管理を受け、事業運営においては運営上の問題点や課題を把握し、その改善に努め、サービスの質の向上に繋げていきます。同時に、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の運用・見直し、職員研修の充実などによる人材育成等様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の向上に努めます。また、働き方改革関連法の施行に伴う労働環境の整備に努めます。

## 3. 組織図



#### 4. 職員配置

	計	内 訳	
		正規職員	契約職員
総務部・法人本部事務局	8 (7)		常務理事 1 総務部長 (1)
法人本部事務局	4 (1)	事務局長補佐 1 事務局員 2	事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	3 (5)	総務課長 (1) 総務課長補佐 (1)	
総務係	3 (3)	総務係長 (1) 主任 (1) 管理栄養士 1 看護師 1 介護員 1	総務係員 (1)
事業部	85 (32)		事業部長 (1) 福祉の里所長 (1)
事業課	71 (27)	事業課長 1	
児童発達支援事業グループ	35 (13)		
つくし (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	18 (4)	管理者 1 [児童発達支援センター] 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 1 保育士 5 看護師 (1) 言語聴覚士 1 管理栄養士 (1) 介護員 (1) [保育所等訪問支援事業] 児童発達支援管理責任者 1 訪問支援員(言語聴覚士) 1 事務職員 (1)	保育士 7
たんぼぼ (医療型児童発達支援センター)	9 (3)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 看護師 1 理学療法士 1(1) 作業療法士 1 言語聴覚士 1 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 2
さくら (児童発達支援事業)	8 (6)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 1 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2)	児童指導員 1 保育士 4
生活・就労支援事業グループ	35 (14)		
あすなろ (生活介護事業)	16 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 7 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 7
ぼびら (生活介護事業)	10 (6)	管理者 1 サービス管理責任者 1 生活支援員 1 看護師 2 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 1 看護師 1 介護員 3(1)
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 1(1) 職業指導員 1 生活支援員 1 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 2 生活支援員 3
相談・地域活動支援課	14 (3)	相談・地域活動支援課長 (1)	
すまいる (基幹相談支援センター)	4	管理者 1 相談支援員 2	相談支援員 1
どんぐり (特定・障害児相談支援事業)	4 (2)	管理者 1 相談支援員 3(1) 事務職員 (1)	
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	6	園長 1	事務職員 1 用務員 4
計	93 (39)	正規職員 計 53	契約職員 計 40

(括弧内は他職種または他事業所との兼務を表す)

## 5. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	各務原市福祉の里つくし	児童福祉法	30人	指定管理者制度による受託
	障害児通所支援事業 (医療型児童発達支援センター)	各務原市福祉の里たんぼぼ		20人	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里さくら		24人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里あすなる	障害者総合支援法	60人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里ほづら		20人	
	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里どんぐり	障害者総合支援法 児童福祉法	—	
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家 (主たる事業所)	障害者総合支援法	20人	
		友愛の家 (従たる事業所)		15人	
	老人福祉センター	各務原市高齢者 生きがいセンター-稲田園	老人福祉法	—	指定管理者制度による受託
事公業益		各務原市福祉の里 支援センター	法外	—	指定管理者制度による受託

## 6. 職員研修

職員の資質向上等のため各種研修を計画的に実施していきます。

虐待防止・人権擁護研修、メンタルヘルスクエア研修、リスクマネジメント研修、感染症予防研修、救命講習、新規採用職員研修等

## 7. 委員会活動

利用者の安心・安全や職員の知識・支援の質の向上、労働衛生管理、情報発信等のため、各種委員会を開催します。

### (1) 苦情解決第三者委員会

施設へ寄せられた苦情・相談内容について委員会に報告し、第三者委員にご助言をいただき、その解決に努めます。

### (2) 衛生委員会

職員の健康障害の防止、労働災害の再発防止のため、委員会にて報告し、産業医のご助言をいただき、その防止のための検討を行います。

### (3) 虐待防止委員会

この委員会は虐待防止委員会Ⅰ及びⅡで構成されており、虐待防止委員会Ⅱでは職員に虐待防止法等を周知し、その理解を深めるための研修を実施します。また虐待防止チェックの実施と分析や「虐待ひやりはっと報告書」の内容を検討し、保護者等による利用児者への虐待が疑われる場合には、虐待防止委員会Ⅰへ報告します。

虐待防止委員会Ⅰでは報告のあった虐待が疑われる案件について検討し、虐待と判断した場合には行政への通報を行います。その他、マニュアルの整備などを行います。

### (4) 事故検証委員会

各施設から提出された、ヒヤリハットと事故の内容を検証し、その結果を施設に報告します。

## (5) 給食委員会

管理栄養士を中心に、各施設の担当者や調理員と利用者の給食提供に関する検討を行います。食形態の調整、嗜好調査の結果などを施設間で共有し、安全で楽しく食事が取れるよう努めます。

## 8. 健康管理

利用者・職員の健康管理のため健診等を実施します。また施設利用者においては体重測定や歯科指導、血圧測定などを必要に応じて実施し、健康管理、疾病の早期発見に努めます。

- ・利用児：小児科診察、整形外科診察、歯科検診、耳鼻科検診
- ・利用者：内科検診、精神科検診、歯科検診、耳鼻科検診、血液検査、尿検査、便検査
- ・職員：健康診断

## 9. 安全・防災・防犯

- ・受託経営する施設の管理を行います。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- ・事故、感染症等各種リスクに対応するため、定期的なマニュアルの見直しを行います。
- ・送迎について、利用児の状況に応じてコースなどを検討し、安心してご利用いただけるようにします。
- ・利用児・者参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。
- ・地震等の災害に対応できるよう事業継続計画（BCP）の作成を行います。また福祉避難場所としての受け入れ体制の整備を図ります。
- ・日中の出入口施錠や各務原警察の巡回等により防犯の強化に努めます。

## 10. 地域貢献

ボランティアや大学等の福祉実習の受け入れの他、セミナーや各務原市の寺子屋事業への参加により福祉人材の育成に努めます。

# 各務原市福祉の里つくし(福祉型児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業)

## 1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者の方に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていけるよう支援します。

## 2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたりする就学前の幼児とその保護者に対し、個の発達段階に応じた効果的な保育を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育成します。

## 3. 現状と課題

- ① 利用児希望者が年々増加し、平成30年度は職員を増員して待機児童対策をする予定でしたが、職員が集まらず待機児童対策が進められませんでした。  
(2月現在で待機児童31名)
- ② 保育所等訪問支援事業を立ち上げ、5名の利用児に対して訪問支援を行いました。潜在的なニーズの掘り起こしや、どのように事業展開していくか明確なビジョンを検討する必要があります。
- ③ 地域支援として、「各務原市すくすく応援隊事業」、「各務原市ことばの相談事業」への職員を派遣してきましたが、当施設内のどんぐりの一般相談とも連携することができ、各事業で上がってきた子どもや保護者に対して相談支援や発達支援の説明など、円滑に行うことができました。

## 4. 実施計画(目標)

### (1) 発達支援

職員採用状況に合わせてクラス編成を検討し、待機児童を少しでも減らせるようにしていきます。

### (2) 地域支援

#### ① 保育所等訪問支援事業の充足

訪問先の園を増やし事業の認知度を高めます。また、園との連携を図りながら各園の環境や状況に合わせた支援が行えるようにすることによって、子ども一人一人の集団の中でのニーズに応えられるようにします。

#### ② 各務原市すくすく応援隊事業への協力

発達が気になりな子が通う保育所等へ出向き、現場職員への支援等を行う市の事業へ施設職員が参加し、一緒に療育のアドバイスをを行います。

#### ③ 各務原市ことばの相談事業への協力

ことばや社会性の発達など気になりなお子さんの相談に対して、施設職員がアドバイスをを行い、地域支援としてのセンター的機能としての役割を果たします。

## 5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、訪問支援員、看護職員、医師、管理栄養士、運転士、事務職員

# 各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）

## 1. 事業概要

運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

## 2. 運営方針

運動発達に支援が必要な子どもに対し、保育士、看護師、訓練士がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

## 3. 現状と課題

- ① 平成30年度の契約児の傾向をみると、契約児の3分の2が3歳未満児でした。早期療育の流れもあり、出生後数か月のうちに医療機関から当園を紹介されるケースが多くなり、契約児数自体も増加しています。また、契約児の半数が、何らかの医療的ケアを必要とする子どもでした。

その他、乳児期からたんぽぽに母子通園し、子どもが就学を意識する年齢になる保護者から、一定期間の母子分離を求める声が続き多く聞かれました。

これらの状況からも分かるように、たんぽぽにはそれぞれの年齢や発達段階、疾患に合わせ、様々な支援が求められています。同時に、これらの支援を安心・安全に行うための環境や施設内の基準などにも目を向けていく必要があります。

- ② 平成30年度は、医療的ケア、感染等の配慮への理解を深めるため、職員が研修へ参加したり、看護師が地域の医療関係機関と情報共有したりするなど、安心して通園するための環境作りに努めてきました。次の段階として、医療的ケアの必要な子どもが、生活の幅を広げ、地域や就学へ向かうための具体的な支援や社会的な動向などの理解を深めていく必要があります。

## 4. 実施計画（目標）

### （1）個々の年齢や発達段階、疾患に合わせた支援

乳幼児期の生活全般（特に生活リズム、食事）を支える支援、育児や医療管理などの不安を抱える保護者への支援、就園や就学など地域へつなげるための支援まで、それぞれのご家族の状況に合わせた支援の充実に努めます。

### （2）医療ケアの必要な利用児への環境や体制の整備

全職員が、様々な医療的ケアについての知識を持ったうえで、ご家族が安心して通園できる支援の充実に努めます。

### （3）職員の資質向上と情報共有

新任職員が安心して業務に参加し、多職種でのチームアプローチを特色とした療育の充実に目指します。

## 5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

# 各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）

## 1. 事業概要

主に保育所・幼稚園に在籍し、ことばや社会性の発達が気がかりな、又は運動発達に支援が必要な就学前の幼児とその保護者に対し、週1回、ニーズに応じた個別的な支援（取り出し療育）を行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

## 2. 運営方針

ことばや社会性、運動の発達が気がかりな就学前の幼児を対象に、一人一人の子どもに応じた個別的な支援を行うとともに、地域の医療・園・学校等との連携を図り、家族が地域の中で安心して生活できるように支援します。

## 3. 現状と課題

- ① 利用児が重度化し、集団生活で多くの支援を必要とする子どもが増加しています。取り出し療育だけでは発達保障が難しいケースが増えているため、発達段階に合わせた支援を、より幅広く提供する必要があります。また園でも発達保障をしていくことが必須であり、園での生活面への助言等、連携強化が求められます。
- ② 取り出し療育の必要な子どもに対して、必要な時期に必要な療育を提供できるよう施設内で受け入れ体制を整えています。しかし全体的に支援を必要とする子どもが増加しているため、子どもに関わる関係機関が共通理解を図り、地域全体で子どもの育ちを支えられるよう、発達保障について連携を深める必要があります。
- ③ 特別支援（PT・OT・ST 訓練）利用児について、発達支援も必要かどうかを見極めていく必要があります。また就学支援についても早い時期から充実させていくことが求められます。

## 4. 実施計画（目標）

### （1）子育て支援と地域支援の充実

生活で、多くの配慮を必要とする利用児に対して、さくらでの支援の幅を広げると共に、必要に応じて、母子療育的なアプローチを検討します。また、園や家庭と連携し、ADL 面の自立や、集団生活での困り感への助言についても充実させます。

### （2）関係機関との連携による効率的な療育の提供

終了時期を見据えた支援計画を立て、取り出し療育を効率よく提供します。また、さくら終了後も必要に応じて支援が繋がるよう、各関係機関と連携すると共に、特別支援学校との連携も深めていきます。

### （3）特別支援（PT・OT・ST 訓練）利用児への発達支援と就学支援の充実

特別支援（PT・OT・ST 訓練）利用児に対して、必要に応じて発達支援を提供できるよう、特別支援担当者と児童発達支援管理責任者が連携を図り、適宜、発達検査や園訪問を実施します。また、就学支援を具体的に進め充実させます。

## 5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、医師、事務職員

# 各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)

## 1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、安定した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介護及び入浴、排せつの支援を行います。また、作業活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

## 2. 運営方針

知的障がいがある方に対し、障がいの特性や得意なこと、支援のニーズに応じて、1階と2階のグループに分かれて活動を行います。また、一人ひとりのニーズや目線に合わせた支援を実施します。

施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言、地域にある様々なサービス機関との連携の支援を行います。

## 3. 現状と課題

- ① 1階、2階のそれぞれの活動が確立したことで、活動内容が充実し、利用者が落ち着いて活動に参加できるようになりました。また、一人ひとりが自分らしさを出せる場面が増えました。一方で、職員が担当と違う階の利用者の把握、業務の把握が難しくなっています。
- ② 2階利用者の障がいの重度化が進み、介助が必要な利用者が増加しましたが、介助のしやすい障がい者トイレが1箇所しかなく、トイレの順番待ちや失敗が増えています。
- ③ 1階利用者の移動時に、他施設の利用児者や来館者との衝突の危険があったので、平成30年度に1階にある風呂場を介助用のトイレに改修する事で利用者の環境整備を行いました。
- ④ 利用者の高齢化により、生活習慣病等の健康不安が増えています。
- ⑤ 保護者の高齢化により、生活の維持、情報伝達等が難しくなっています。

## 4. 実施計画(目標)

### (1) 安心・安全の確保

移動時は事故を防止するために付添、見守りをより行い、安全の確保に努めます。

### (2) 尊厳の確保

2階トイレ誘導の時間の調整、1階トイレ介助時の障がい者トイレの使用などを行い、利用者の体調に合わせて、尊厳を確保できるように努めます。

### (3) 健康の維持と将来の暮らし

保護者と協力し、本人の健康を維持していけるように努めます。また相談支援専門員と連携し、親亡き後の暮らしについて一緒に考えていきます。

### (4) 情報共有の推進

各階の状況を伝えあい、情報共有に努めます。

## 5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

## 各務原市福祉の里ぽぷら（生活介護事業）

### 1. 事業概要

重症心身障がい、身体障がいの方に対して食事及び排泄・入浴の介護や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練の機会の提供、その他レクリエーションなどの活動を通して安定した日常生活と社会参加への支援を行います。

### 2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、安定した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

### 3. 現状と課題

- ① 利用者が重度化しています。登録者23名中、障がい支援区分6と5の方が18人います。1日平均10人の内6人～7人の方は座位が困難であるため、車椅子から下りた支援を行っています。ただ、曜日によっては座位が困難である方が多いため、受け入れられない曜日が生じます。
- ② 重症心身障がい者への医療的ケアも年々重度化しています。胃ろう・腸ろうの他、気管切開、吸入吸引、排痰、酸素濃度モニターなどの管理が必要な利用者が現在3人います。来年度1人増の予定です。医療的ケアを要する複数の方を看護師1人でケアすることもあり、曜日によっては受け入れが困難な場合があります。
- ③ 定員の空きがあることで市外の希望者を受け入れています。各務原市在住の医療的ケアを要する方がこの先5年で少なくとも6名（たんぽぽ卒業児）と見込まれるため、市内の方の受け入れができるかが課題です。
- ④ 支援学校卒業後の利用者や長期の利用者の中には嚥下が難しい方や年齢とともに歯の具合が悪くなった方がいて、給食で2次調理が必要な方が増えています。食事の提供に工夫が必要です。

### 4. 実施計画（目標）

#### （1）活動内容の充実

重症心身障がいの方（医療的ケアの必要な方）と身体障がいの方とが一緒に行う活動と、グループ毎に行う活動と差別化するなど活動内容の充実に努めます。

#### （2）安心・安全な医療的ケア

職員間の気づきを大切にすることにより、健康悪化につながる徴候を少しでも早く見つけられるよう努めます。また、予防のための活動・支援を行うとともに、丁寧確実な医療的ケアを実施します。

#### （3）リハビリ実施計画に基づいた機能訓練への取り組み

訓練士による訓練が、平等にいきわたるようにします。訓練士の指示のもと機能的訓練を行い、実施内容を記録します。

#### （4）ニーズに合ったサービスの提供

一人ひとりの思いを汲みとりながら安全で快適な入浴や食事・排泄などの支援を行います。

### 5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、事務職員

## 虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））

### 1. 事業概要

障がいのある人に対して、一般就労も念頭において福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立ができる力を育てます。

平成31年度は、虹の家と友愛の家にそれぞれの施設長（所長）を置いて、施設内の支援の充実を図ります。

### 2. 運営方針

- ・一般・福祉的就労を念頭に置いた作業支援、就労支援・相談支援に努めます。
- ・生活自立に向けた生活支援に努めます。（公共交通機関の利用支援をします。）
- ・一人ひとりのニーズや目標に合わせたサービスを実施し、評価します。
- ・さまざまな障がいに対応するため、職員のスキルアップを図りサービス向上に努めます。

### 3. 現状と課題

- ① 作業支援：従来からの受託作業の正確性に努めてきました。今後も安定した工賃の確保を目指して、信頼される作業を続ける必要があります。
- ② 生活支援：公共交通機関利用を中心とした施設行事を実施しましたが、一人で利用出来る利用者が少ないため、引き続き自立に向けた支援が必要です。また、将来的にグループホームなどへの入居希望者が増えているため、相談支援事業所と連携し、その準備支援も必要です。
- ③ 就労支援：将来的に一般就労へ繋げるため、作業能力の向上を目的に施設外就労に取り組んでいく必要があります。

### 4. 実施計画（目標）

#### （1）作業支援

定期的に受託している作業の正確性を上げ（ティーチプログラム等の活用）、作業スピードにこだわらず質を重視し、利用者の作業内容の範囲を広げることに重点を置き支援します。また工賃月額10,000円を目標とします。

#### （2）生活支援

生活自立に向けた支援として公共交通機関の利用を促し、買い物や、余暇の過ごし方（喫茶店利用など）の機会を提供します。またグループホームへの入居希望者への準備支援を行います。

#### （3）就労支援

一般就労にこだわらず、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）を視野に個別に支援します。施設外就労に取り組み、作業能力の向上ステップアップ支援をします。

#### （4）社会見学

年1回実施し、工場の仕組みや、生産ライン・働く人を実際に見てみることで、働くことに対する興味・関心や意欲を育てます。

#### （5）家族支援

将来に向けての暮らしの相談を、相談支援事業所と連携しながら行います。

### 5. 人員配置

管理者、友愛の家所長、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、管理栄養士、事務職員

# 各務原市基幹相談支援センター すまいる

## 1. 事業概要

障がいのある方に関する相談に対し、アウトリーチも含めた総合的な相談支援を行います。また支援困難事例や虐待への対応、相談支援従事者への助言を行い、関係機関と連携・協働し障がい福祉に関するニーズの充足のために利用できる地域のサービスや人材育成、支援技術等の向上を図り、自立支援協議会の運営を行います。

## 2. 運営方針

障がいのある方ご本人の声をお聞きしながら、本人自身が希望する暮らしが実現できるように、安心して相談できる支援体制構築と本人が望む暮らしが叶うように関係機関や自立支援協議会で検討する地域作りの取り組みの両輪で進めていきます。

## 3. 現状と課題

- ① 相談の内容が幅広く、また、障がい種別も様々であることから、職員の資質向上のため、積極的に研修を受け、知識を得て、支援技術を身に着けることが必要とされます。
- ② 地域で行きづらさを抱える人が増えている現状と共に県及び市内相談機関の増加に伴い、委託相談のあり方も踏まえた市内の相談支援体制の整備を行う必要があります。
- ③ 福祉的な支援のニーズの高まりと市内の福祉サービス事業所の増加等を受け、今後自立支援協議会の役割は高まっていくと思われる為、適正な運営が行われるよう協議していく必要があります。

## 4. 実施計画（目標）

### （1）ワンストップ相談窓口の役割体制構築

関係機関と密な連携を取り、相談者の方の不安軽減に努めます。

### （2）市内における障がい者等の生活の実態把握

障がいのある方の地域生活をサポートするネットワーク体制を構築の為、市内の状況把握をしていきます。

### （3）地域の相談支援機関との連携体制の構築

相談者のライフステージや生活状況によって、各々の相談機関との連携を行い、役割を明確にしていきます。

### （4）障がい者虐待の防止に向けての体制づくり

各務原市・支援施設・関係機関（権利擁護センター・子ども相談センター・警察等）と連携を密にししながら、障がい者の権利を守るためのネットワークの構築と市内障害福祉サービス提供事業所への研修等を企画し、理解を進めます。

### （5）地域生活支援拠点等の整備に向けた自立支援協議会の運営

各務原市と連携しながら自立支援協議会の運営を行い、各部会で活発な意見交換ができる場を目指します。また、市の地域生活支援拠点等の整備を推進するためワーキンググループを立ち上げ、課題の整理や足りない機能の充足に向けて検討していきます。さらに、各種研修を行い、市内の障がい福祉に関する人材育成に努めます。

## 5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

## 各務原市福祉の里どんぐり(特定・障害児相談支援事業)

### 1. 事業概要

障がいのある人やそのご家族の思いに寄り添い、能力や特性に応じて自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。計画相談支援においてはサービス等利用計画の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

### 2. 運営方針

各務原市内の障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います(一般相談)。また、サービス等利用計画の作成を通して利用者の方のニーズに応じた福祉サービスが継続的に利用できるよう、モニタリングを行い、サービス提供事業所と連携を図ります(計画相談)。

相談支援を通して、地域での課題を発見し、関係機関と連携をしながら課題解決に向けて努力します。

### 3. 現状と課題

現在、一般相談に加え、障がい児者併せて約600人の計画相談支援を担当しており、以下の3点が課題と考えられます。

- ① 相談員1人当たりの担当人数が多く、利用者の真のニーズを汲み取りながら支援を考えていくことが難しいです。
- ② 相談内容・サービスが複雑・多様化し、支援の方向性の統一や対応が難しいケースがあります。
- ③ 制度が変わり事務量が増えています。

### 4. 実施計画(目標)

#### (1) 丁寧な相談

利用者の立場に立った相談支援を行うために、適正な担当人数を考慮し、丁寧な相談支援を行います。

#### (2) 関係機関との連携

利用者の将来を考え、より良い生活を送ることができるよう、関係機関と連携を取り、個別支援会議を通して支援の方向性を一緒に考えていきます。

#### (3) サービス等利用計画の質の向上

利用者の真のニーズを汲み取り、より良い計画を利用者に提示するため、研修を充実させ、市外、県外の福祉施設、サービスについても知識を得ます。

### 5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

# 高齢者生きがいセンター稲田園 (生きがいセンター)

## 1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を図ります。

## 2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

## 3. 現状と課題

個人利用者からは、利用料金が安く、大浴場でゆったりと気持ちよく入浴でき、園内で運動、カラオケ、囲碁将棋等を楽しみながら快適に過ごせると好評です。団体利用者からは、バスの送迎により施設で親睦会、のんびりとカラオケ、体を動かす軽スポーツ等を楽しみながら過ごせると好評です。これからも継続的な利用をお願いしつつ、新たな利用者を開拓していく必要があります。

また近年、重い持病を抱えた利用者や障がい者手帳を所持する利用者が増えて見守りの重要度が上がっている。また、利用者間のトラブルの防止、入浴中の事故防止等の見守り方法を検討し現状に適した対応をする必要があります。

## 4. 実施計画（目標）

### (1) 入浴サービス

利用者に満足いただけるよう、管理・美化の行き届いた入浴施設の提供に努めます。また、入浴中の事故防止、健康面の見守りに努めます。

### (2) 団体向けサービス

- ① 各種団体等（シニアクラブ・近隣ケアグループ・ボランティアハウスなど）が10人以上で利用される場合は、送迎バス（無料）を配車します。
- ② 団体の歌等の発表の場として、午前中はカラオケ機器及び集会室のステージを優先的に利用できるようにします。

### (3) 生活・健康等の相談及び指導

健康増進施設PRのため、利用者向けにカラオケシステム内蔵の『歌謡体操』を使って体操ができる時間を提供します。

### (4) 関係機関・ボランティアと連携した取り組み

- ① 市関係課と連携し、団体向けに『出前講座』を開催できるように調整します。
- ② 各種ボランティア団体と連携し稲田園での演芸披露（歌・踊り・演奏等）の調整をします。
- ③ 関係機関等へチラシの配布やホームページへ掲載し施設のPRに努めます。

## 5. 人員配置

園長、事務職員、用務員

# 福祉の里支援センター

## 1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生など実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

## 2. 運営方針

地域住民に対しても各施設の利用により、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

## 3. 現状と課題

ボランティアや大学生等実習生の受け入れを積極的に行い、これらを通して福祉の理解を深めていただき、施設と地域との繋がりを大切にしていきます。しかし、ボランティアについては、長期間活動していただいていた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。

## 4. 実施計画（目標）

### （1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、ボランティアとしての福祉の知識の充実・促進を図ります。

### （2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校のボランティア・職場体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。一方、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

### （3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

### （4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・なかよし広場・ボランティアルーム・会議室等を提供します。